|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | プラザ使用欄 | ガイドブック登録番号 | □□□ | 予 約システム利用者ＩＤ | □□□□□ | 市民活動登録No | □□□□ |
| 佐賀市市民活動プラザ |  | 提出日　　　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 指定管理者　佐賀県CSO推進機構　様 |  |
| ふりがな |  | 公開します |
| 団体名(正式名称) |  |

佐賀市市民活動プラザ利用団体登録届出[新規・変更]届出書

佐賀市市民活動プラザ条例第3条に定義する｢市民活動｣団体であるので、プラザ利用団体登録［新規･変更］の登録をお願いします。なお、必ずプラザのホームページやガイドブックでの団体情報の可否を明記ください。

《新規については関係書類を添付する必要があります。4頁を参照ください｡》

|  |  |
| --- | --- |
| ※提出内容についての公開（ホームページ・ガイドブック等）が不可の項目は　　印にしてください。印の記入が無い項目は公開とします。 | ホームページガイドブック公開 |
| ふりがな |  | 〇 |
| 代表者氏名 | （団体役職名　　　　　　　　 　　　　） |
| 団体の所在地 | 〒　　　　- | 〇 |
| ふりがな | （団体の連絡先におられる方のお名前） | 〇 |
| 連絡担当者氏名(事務連絡先) |  |
| 連絡担当者連絡先(書類等送付先) | 〒　　　　- | 〇 |
| 電話番号 | 〇 | FAX番号 |  | 〇 |
| 連絡担当者連絡先（Eメール） |  | 〇 |
| ホームページ(URL)SNS(種類) | https:// | 〇 |
| 設立趣旨・目的 | ※120字以内で、団体の活動の目的等を記載してください。 | 公開します |
| 活動内容 | ※120字以内で、活動実績や現在の活動内容を具体的に紹介してください。（箇条書きも可） | 公開します |

1/5《この頁は､新規･変更等に必要です》

|  |  |
| --- | --- |
| **※提出内容についての公開**（ホームページ・ガイドブック等）**が不可**の項目は×**印を記入してください。**×**印の記入が無い項目は公開します。** | ホームページガイドブック公開 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 活動分野 | ※重点的に活動している分野には**〇印**を1つだけ記入してください。その他に自分たちの活動があてはまる活動分野に✓**印**（複数可）をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1.保健、医療の増進 |  | 2.福祉の増進 |  | 3.社会教育の推進 |
|  | 4.まちづくりの推進 |  | 5.観光の振興 |  | 6.農山漁村又は中山間地域の振興 |
|  | 7.学術､文化、芸術の振興 |  | 8.スポーツの振興 |  | 9.環境の保全 |
|  | 10.災害救援 |  | 11.地域安全 |  | 12.人権の擁護又は平和の推進 |
|  | 13.国際協力 |  | 14.男女共同参画社会の形成の促進 |  | 15. 子どもの健全育成 |
|  | 16.情報化社会の発展 |  | 17.科学技術及び学術の推進 |  | 18.経済活動の活性化 |
|  | 19.職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援 |  | 20.消費者の保護 |  | 21.団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助 |

 | 〇 |
| 団体の概要※該当項目にチェック☑を入れてください | 設立年月日 | 　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　 | 〇 |
| 定例会の有無 | 有り　・　なし | 〇 |
| 年間予算額規模（直近又は過去数年の平均額で可） | □　～50万円未満 □　50万～100万円未満□　100万～500万円未満 □　500万～1000万円未満□　1000万～5000万円未満 □　5000万～1億円未満□　1億円～5億円未満 □　5億円以上  | 〇 |
| 会員数 | （男　　　　　名　　・　　女　　　　　名）　　　合計　　　　　　　名 | 〇 |
| 会費・入会金等の有無と金額 | 会　費 有り　・　なし 　　　　　　　　　　　円／年・月入会金 有り　・　なし 　　　　　　　　　　　円／年・月 | 〇 |
| 会員の募集 | □　募集している □　していない | 〇 |
| ボランティアの募集 | □　募集している □　していない（ボランティア募集の登録を申込みしたい方はお申出ください） | 〇 |
| 広報手段の種類（複数回答可） | □会員用通信(会報） □広報紙（会員以外にも配布）□パンフレット □チラシ □他の広報媒体(自治体等)を利用□ホームページ □ブログ □facebook □その他のＳＮＳ□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 〇 |
| 会則等の有無 | 有り　・　なし | 〇 |
| 主な活動対象地域の範囲 | □小学校校区 □中学校区 □市内の一部□市内全域 □複数市町村 □佐賀県内全体□全国 □海外 □その他(　　　　　　　　　　　　　） | 〇 |
| 出張派遣 | 【出張(講師､演奏､公演)派遣できますか？】□ 派遣できます □ 派遣していません□ 依頼内容により可能な場合もあり、要協議 | 〇 |
| ※以下は前問で「できます」「要協議」の方のみお答えください。【講師料、演奏料、公演料の有無】□ 有料(金額相談） □ 無料《交通費､資料等の実費負担を除く》□ 年次や内容により無料の場合もあり、要相談 | 〇 |

2/5《この頁は､新規･変更に必要です》

【各団体収集物の情報の公開について】

|  |  |
| --- | --- |
| 収集物の取り扱い　　⇩　団体で収集しているものがあれば記入（例：使用済み切手や衣類等） | ホームページ・ガイドブックで公開します |
| 収集しているもの |  |
| 収集している期間 | 例：通年、〇月～〇月 |
| 送付方法 |  |
| 送付先 | 〒　　　　- |

【団体活動の写真の提供について】

ガイドブック団体紹介欄には、活動の様子等の写真を一枚掲載することができます。

どちらかにチェック（☑）を入れてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 写真の掲載を希望するので提供する | □ | 写真の掲載を希望しない | □ |

※写真の掲載を希望する団体は、写真（現物を持参、郵送又はメール）をご用意ください。

【ガイドブックの送付について】

出来上がったガイドブックを希望される団体には無料で送付することができます。

どちらかにチェック（☑）を入れてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ガイドブックの配布は必要 | □ | ガイドブックの配布はいらない | □ |

【この様式について】

この団体登録様式は、団体**新規**登録、団体登録**内容変更**、**ガイドブック掲載**申込についての様式です。団体新規登録については次頁(4/5)までの記入が必要です。

なお、2022年5月以前に登録されている団体でも様式に項目等の変更があり、登録内容の確認もしますのでので、この様式(1/5～3/5頁)で団体登録内容変更及びガイドブック掲載申込を行なってください。

**佐賀市市民活動プラザ**

住所：〒840-0826

佐賀市白山二丁目1番12号　佐賀商工ビル7階

電話：　 0952-40-2002　　　FAX：　0952-40-2011

Ｅ-メール： plaza@tsunasaga.jp

【プラザ内設備利用について】

レターケース、ロッカー、活動共同スペースをご利用になりたい団体へ（ただし、空きがある場合のみ可能）

この団体登録後に、それぞれ該当する「利用申込書」を提出してください。

（設備の空きの有無及び各申込書様式は、プラザ職員にお尋ねください）

3/5《この頁は､新規･変更に必要です》

**佐賀市市民活動プラザ「利用登録団体」の登録要件確認**《新規のみ》

佐賀市市民活動プラザ（以下「プラザ」）は多様な市民活動を支援するとともに、市民活動の推進を図るための拠点施設です。プラザの登録要件である「市民活動」と認められるためにはいくつかの条件があります。下記で「はい」「いいえ」どちらかに〇をして、代表者が署名してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | どちらかに〇 |
| **1** | **非営利団体である｡ ※**非営利とは利益を関係者で分配しないことです。 | はい | いいえ |
| **2** | **暴力団と関係が無く、また、団体構成員に暴力団員等を含まない｡** | はい | いいえ |
| **3** | 組織・運営について以下の項目を満たしている｡ |  |  |
|  | **①会としての目的が明確で、自発的かつ自立した団体である｡**団体の目的が明記されていて会員みんながそれを理解し、同じ思いを共有していることが大切です。また団体が主体的に企画運営し、活動している必要があります。 | はい | いいえ |
|  | **②規約または定款、会則その他これらに準ずるものがある｡**(詳細は参考説明資料の**解説Ａ**) | はい | いいえ |
|  | **③今後１年間以上の活動の継続が見込まれる｡** | はい | いいえ |
|  | **④団体の活動が法令等に違反しておらず、また誹謗中傷、権利侵害のおそれのある活動ではない｡** | はい | いいえ |
|  | **⑤構成員が3人以上（責任者や連絡者も含まれる）の団体である｡**(詳細は参考説明資料の**解説B**) | はい | いいえ |
|  | **⑥活動範囲に佐賀市内を含んでいる、または活動拠点が佐賀市内にある｡** | はい | いいえ |
|  | **⑦活動分野が特定非営利活動促進法の定める２０項目の活動分野のいずれかにあてはまる｡**(詳細は参考説明資料の**解説C**) | はい | いいえ |
|  | **⑧宗教活動又は政治活動を主な目的としていない。また特定の公職者・政党への支持又は反対のための活動ではない。** | はい | いいえ |
|  | **⑨プラザの使用上のルールを守り、プラザの管理運営に対し支障を及ぼしません｡**公益を害し善良な風俗を乱す、施設等を破損し又は減失する、プラザの設置の目的に反した利用する、などの行為をしないという誓約です。 | はい | いいえ |
| **４** | **活動の中に社会貢献活動が含まれている｡** |  |  |
|  | 自分たちの楽しみだけで自己完結している趣味の団体は、社会貢献活動をしているとは言いにくいかもしれません。しかし、そのような趣味の団体でも広くとらえれば社会貢献活動をしている団体はたくさんあります。　　　 (詳細は参考説明資料の**解説 D**) | はい | いいえ |

　　　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

上記記載のとおり相違ありません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **団体名** |  | ***市民活動登録No,*** | ***受理日付*****受理者** |
| **責任者署名** |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| この登録票の記入者又は提出者氏名 |  |  | 問合せTEL番号 |  |

※添付書類として、①会則・規約等の団体規則、 ②活動を示す資料(団体ホームページ・広報チラシなど)、

③NPO法人等は法人登録が分かる資料、　を添付してください。

4/5《この頁は､新規のみ記入です》

【説明参考資料】

**<解説C>　特定非営利活動促進法の定める２０項目の活動分野（第２条別表）**

|  |  |
| --- | --- |
| 1. | 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 |
| 2. | 社会教育の推進を図る活動 |
| 3. | まちづくりの推進を図る活動 |
| 4. | 観光の振興を図る活動 |
| 5. | 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 |
| 6. | 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 7. | 環境の保全を図る活動 |
| 8. | 災害救援活動 |
| 9. | 地域安全活動 |
| 10. | 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 |
| 11. | 国際協力の活動 |
| 12. | 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 13. | 子どもの健全育成を図る活動 |
| 14. | 情報化社会の発展を図る活動 |
| 15. | 科学技術の振興を図る活動 |
| 16. | 経済活動の活性化を図る活動 |
| 17. | 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 18. | 消費者の保護を図る活動 |
| 19. | 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動 |
| 20. | 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |
|  | ※「20」は、佐賀県では該当する団体はありません。 |

**<解説D>活動の中に社会貢献活動が含まれている**

直接的に社会課題への取組を目的とする団体でなくても、例えば、会員を対象とした学びや楽しみの活動であっても、人々の心を豊かにしたり、健康増進に役立ったり、またその成果を発表することにより、歴史遺産や伝統文化を後世に伝えたり、あるいは子どもの健全育成のためになっていたり等の影響を与える活動等、ここでは「社会への貢献」を幅広くとらえることが可能です。

**<解説B>　構成員が3人以上（責任者や連絡者も含まれます）の団体であること**

仲良しグループではなく団体として活動するにはきちんとした組織と役割分担が基本です。１人が代表と会計を受け持つ等の運営はその人一人が会の運営を独占している事となり、市民活動団体とは言えません。

**<解説Ａ>　規約または定款、会則その他これらに準ずるものがある**

規約等は、団体の憲法のようなもので、社会的信頼を得るためや、会の目的や自分達の団体について公的に紹介する場合あるいは補助金や助成金を申請する時の書類、また問題が起きた場合の解決への判断基準にもなります。規約等がない場合、設立時の決議文や記録、議事録等それに代わるものを提示してください。

登録申請時に明文化した規約等のない団体は、この機会に、明文化した規約等を作成されることを推奨します。

5/5《この頁は参考資料です｡提出不要です》